

介護保険の制度の仕組みってどうなっているの？



介護保険制度は、介護を必要とする状態となっても、自立した生活ができるよう、高齢者の介護を国民みんなで支える仕組みです。そしてまた、できるだけ従来の生活が続けられるように、介護予防を通じて支援する仕組みでもあります。

サービスを受けられる方

65歳以上の方(第1号被保険者)

・介護や支援が必要であると「**要介護認定**」を受けた方。

40歳から64歳までの方(第2号被保険者)

・介護保険で対象となる病気が(※)が原因で「**要介護認定**」を受けた方。

・交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

※ 介護保険で対象となる病気(特定疾病)とは、次の16種類が指定されています。

- ・筋萎縮性側索硬化症(ALS) ・能血管疾患 ・後縦靭帯骨化症 ・パーキンソン病関連疾患
- ・骨折を伴う骨粗しょう症 ・多系統萎縮症 ・閉塞性動脈硬化症 ・初老期における認知症
- ・関節リウマチ ・脊髄小脳変性症 ・慢性閉塞性肺疾患 ・脊柱管狭窄症 ・早老症
- ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ・糖尿病神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ・がん末期

サービスの利用は「申請」から

要介護認定の手続き

介護保険を利用するときは、まず**要介護認定**を受けましょう。**要介護認定**とは、どれくらい介護サービスが必要か、などを判断するための審査です。



①申請する

申請の窓口は、市町村の介護保険課です。申請は、本人のほか家族でもできます。

次のところにも申請の依頼ができます。(更新申請も含む)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護事業所
- ・介護保険施設



申請にひつようなものは？
「**申請書**」(申請の窓口にあります)と、**介護保険の「被保険者証**」を提出します。
※40～64歳の(第2号被保険者)の方は医療保険の保険証が必要です。

②要介護認定

申請すると、認定調査や公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

認定調査

市町村の担当職員などがご自宅など訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

主治医の意見書

市町村の依頼により主治医が意見書を作成します。
※主治医がいない方は市町村が紹介する医師の診断を受けます。

一次判定

認定調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピューター入力し、一次判定を行います。

二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

③結果の通知

通知は申請から原則30日以内に届きます。認定された要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額が決められます。

介護が必要と認定

要介護

- 要介護 1、要介護 2
- 要介護 3、要介護 4
- 要介護 5

要介護

- 要支援 1
- 要支援 2

介護が不要と判定

要介護・要支援となるおそれがあるとの判定(特定高齢者)

介護サービスを利用できます

- ①サービス計画作成(居宅、施設)
- ②事業者、施設に連絡
- ③ケアプラン作成
- ④サービス開始



介護予防サービスを利用できます

- ①地域包括支援センターへ連絡
- ②家族と職員で話し合い(課題分析)
- ③介護予防ケアプラン作成
- ④サービス開始
- ⑤評価・見直し



地域支援事業を利用できます

提供される主な介護予防サービス
運動器の機能向上
栄養改善
口腔ケア
認知症の予防支援

